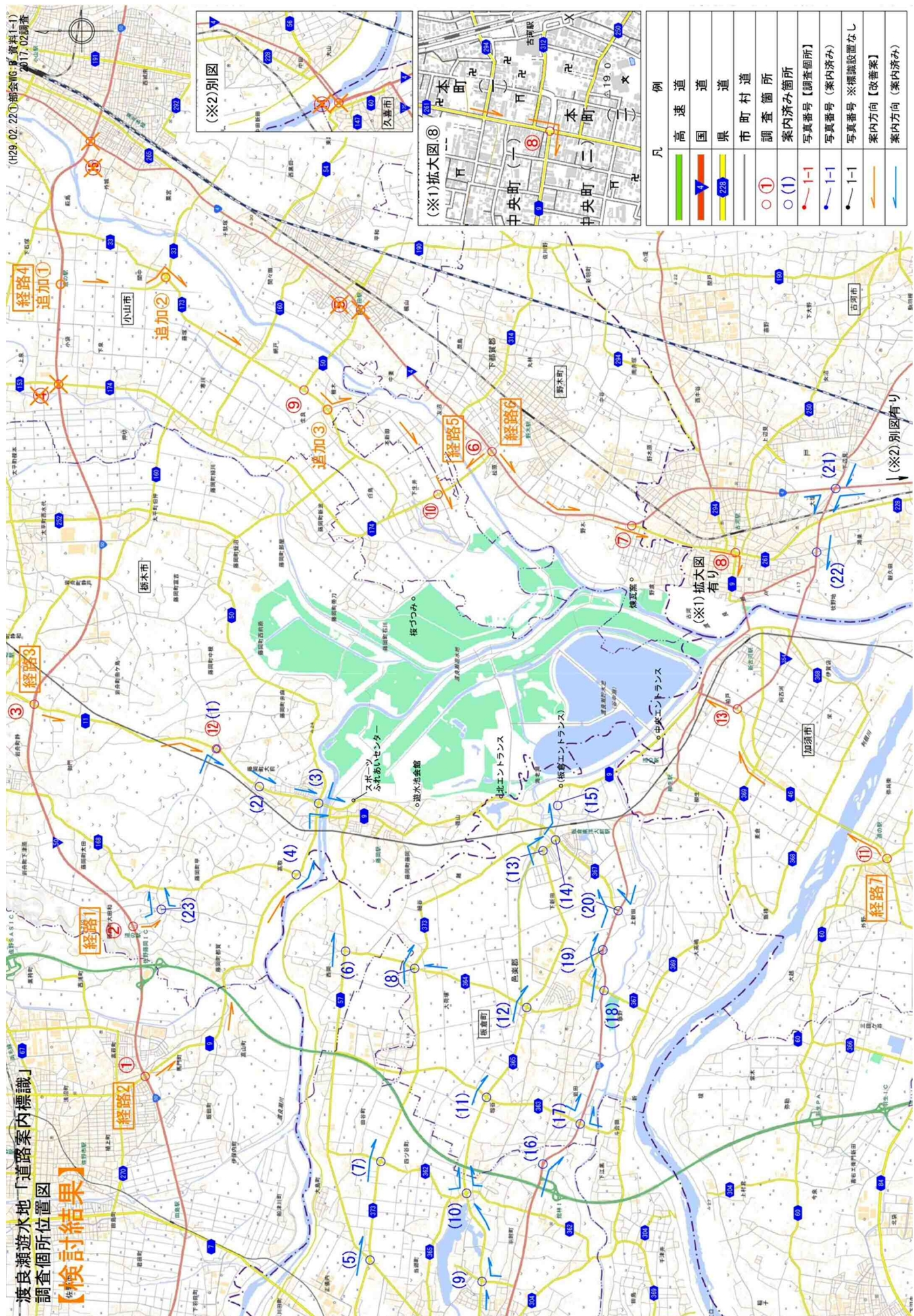


全体	自動車	自転車	歩行者	電車・バス
外	①遊水地までの案内板等が少ない ・野渡橋方面(堤防上等)からのアクセス ・特に国道4号・50号方面 ・東北道 佐野藤岡IC、館林ICから ・野渡橋の通行規制の緩和	⑦最寄駅にレンタサイクルを設置する		⑮最寄駅からの誘導案内表示
				⑯各駅に遊水地の地図が欲しい
				⑰目的とするポイントへはこの駅で降りたら良いか、明確な案内が必要
			⑱柳生駅—3県境—遊学館—谷中湖への道しるべ	
	②北エントランスの前で、停車して案内板等を確認する場所が必要		⑲最寄駅からの巡回バス等はあるのか	
	③路上駐車が多い。	⑧レンタサイクルの共有	⑳案内板表示(電車、バス、自動車) 日本語、英語必要か	
内	④路上駐車区域の設定			
	⑤通行可能か示す地図、案内板 ・車両制限柵の有無 ・道路幅の表示 ・砂利道の表示 ・見通し悪い箇所の表示	⑨自転車通行帯の設置	②①歩行距離の表示	②④各駅までのアクセスと所要時間を表示するコーナーが欲しい
		⑩自転車の速度制限	②②歩行区分と車両(自転車含)区分の明確化	
		⑪草刈・枝落としなどの管理	②③案内板の不統一(現状)	
		⑫案内表示(行き先・トイレ・水飲み場・自販機・バス停など)		
		⑬現在位置把握のための表示が少ない		
	⑥交差点・分岐点での案内板	⑭目的に応じたルート設定		
対応策				
その他	②⑤看板にロゴマークを入れる	②⑥通報等のための地点表示	②⑦地点表示のための愛称募集	②⑧英語表記

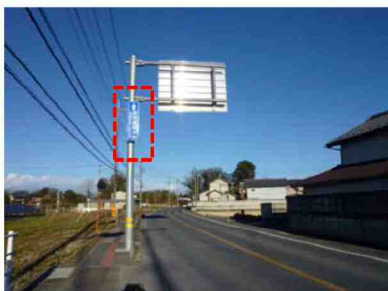


道路案内標識 設置例

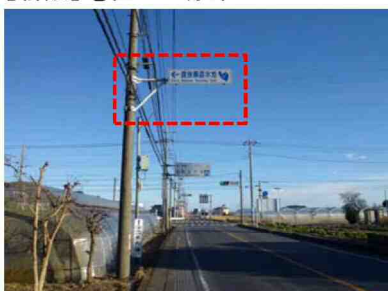
1. (既存)道路案内標識の盤面修正



2. 【新設】道路案内標識への添架



3. 【新設】電柱への添架



4. 【新設】(単独)施設案内標識の設置



5. 【新設】(単独)任意の施設案内看板の設置



【テーマ NO.2】 最寄駅からの遊水地へのルート案内

現 状	●各駅から遊水地への案内状況				
	駅		駅から遊水地 までの案内表示	周辺や遊水地 の地図（看板）	遊水地案内 パンフレット
	東 武 鉄 道	新古河駅		有（駅なか）	有（アクリ）
		柳生駅	有（自治体設置）	有（駅前）	有（アクリ）
		板倉東洋大前駅	有（自治体設置）	有（駅なか）	有（アクリ）
		藤岡駅	有（市民団体設置）	有（駅前）	有（アクリ）
	J R	古河駅			有（観光協会）
		野木駅		有（松原大橋案内無）	
		小山駅			
	●グループ内での意見				
	・ 野木駅へパンフレットを置くこと、マップを掲示してもらうことも可能であるが、ホフマン館を経由し遊水地へ案内したい。				
・ 各自治体の思いがあるため、駅前からのルートにホフマン館経由などを明示し、その地図上のルートとして遊水地が入っていれば良いのではないか。					
・ 野木町からも何か案内するものがほしい。					
課 題	①各駅から遊水地への案内の実施 ②各駅から遊水地まで誘導する案内経路の設定（一例：野木駅 ⇄ ホフマン館 ⇄ 遊水地）				

【テーマ NO.3】 レンタサイクル共有の拡大、利用方法の統一の検討

現 状	●レンタサイクルの相互利用・利用状況		
	貸出・返却場所		H28.4～9 の利用状況（台）
			利用台数 月平均
	相互利用 グループ ①	谷中湖子供広場	5,080 847
		藤岡遊水池会館	0 0
		わたらせ自然館	394 66
		北川辺スポーツ遊学館	610 102
	相互利用 グループ ②	古河市駅前子育てひろば	1,400 156
		きらり館	89 10
		野木駅西口（H28.2 開始）	128 14
		野木ホフマン館（H28.5 開始）	196 25
	●グループ内での意見		
	・現状のレンタサイクルが全て相互利用できると良い。 ・それぞれのグループでPRし、利用者を増やしたうえで、全体の相互利用を検討すれば良い。 ・レンタサイクルの場所を明示したPRが必要である。 ・古河・野木の相互利用の回収方法（連絡を受け、職員が回収。実態は少ない。）を踏まえるとそもそもPRが不足している。 ・小山市の「なまいふるさと」とは無入なので相互利用は難しい。		

○ 渡良瀬遊水地入口の案内看板



北エントランス道路入口



北エントランス堤防付近



下宮入口



中央エントランス道路入口



史跡保全ゾーン入口



東谷中橋入口



新赤麻橋・鷹見台

(現状)

- ・北エントランスや谷中湖周辺に案内看板が設置されている。
- ・想い出橋、谷田川橋付近には案内看板はない。
- ・野渡橋、第2調節池(桜づつみ)、第3調節池などの谷中湖周辺以外のところも案内看板はない。

No.5 遊水地内の位置表示、No.6 各地点までの距離や所要時間の表示

- ・現状では、谷中湖周回道路では、方面表示に距離も表示されている。
- ・遊水地内の位置表示が必要とされている。

▼No.4の総合案内板を新設・改善する際に、方面ごとの距離・所要時間等を表示する。

▼現在地を分かりやすくするため、道路分岐点などに位置表示用に名称を付け、既存の看板（管理用通路の説明等）支柱を利用し、プレート（ブロック記号+通し番号を表示）を取付ける。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・看板設置箇所候補（案）



北エントランス付近管理用道路



既存看板活用のイメージ



（既存の看板）
管理用通路等の説明

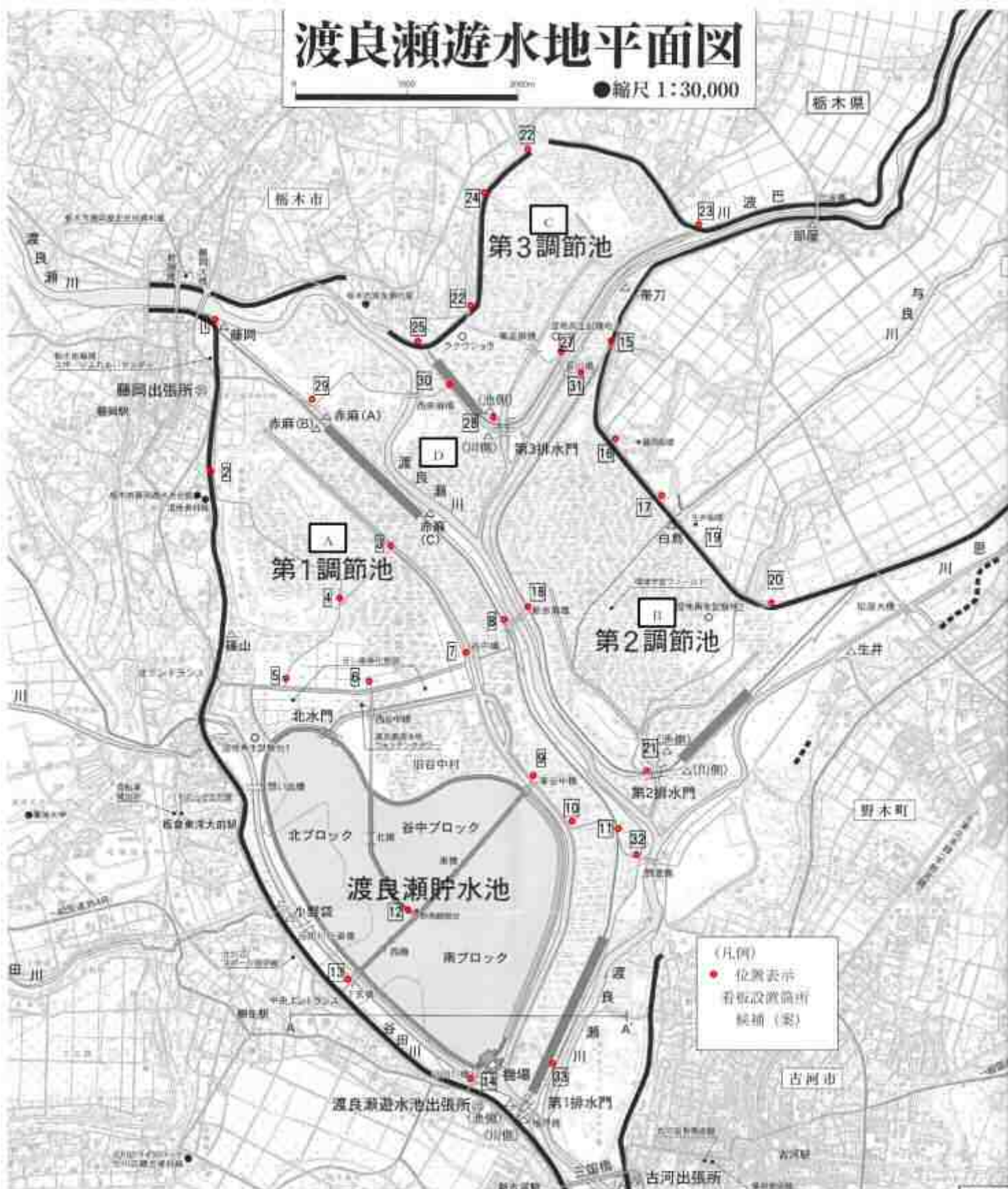
現在地の表示

A 1

プレート追加

渡良瀬遊水地平面図

●縮尺 1:30,000



【位置を示す名称(記)】看板表示内容=ブロック名+通し番号(例 A1, B15, C21, D29・・・)

A 第1調節池	B 第2調節池	C 第3調節池	D 河道
1 渡良瀬運動公園 北 2 渡良瀬CC 西 3 池内水路 北T字路 4 渡良瀬CC 東T字路 5 渡良瀬CC 南T字路 6 北ゲート 7 谷中橋 西	8 新赤麻橋 西 9 東谷中橋 10 池内水路 南T字路 11 野底橋 西 12 中の島 13 下宮橋 14 谷田川橋	15 帝刀(たてわき) 16 郎屋南側桜づつみ 17 与良川排水機場 西 18 新赤麻橋 東 19 生井桜づつみ 20 東生井 21 第2排水門 22 江川橋管 23 西前原排水機場 東 24 高圧線 下 25 ラクウショウ 北 26 ラクウショウ 南 27 石川橋 西 28 第3排水門	29 渡良瀬運動公園 東 30 西赤麻橋 東 31 石川橋 東 32 野底橋 33 第1排水門 北

渡良瀬遊水地内道路距離、施設位置図



第3章 一般利用のルール(大会を除く)

第5条(有事の対応)

陸上・水面・上空を問わず一般利用者は、有事の対応を迅速に行うため、連絡先が分かるものを携帯すること。

第6条(陸上利用について)

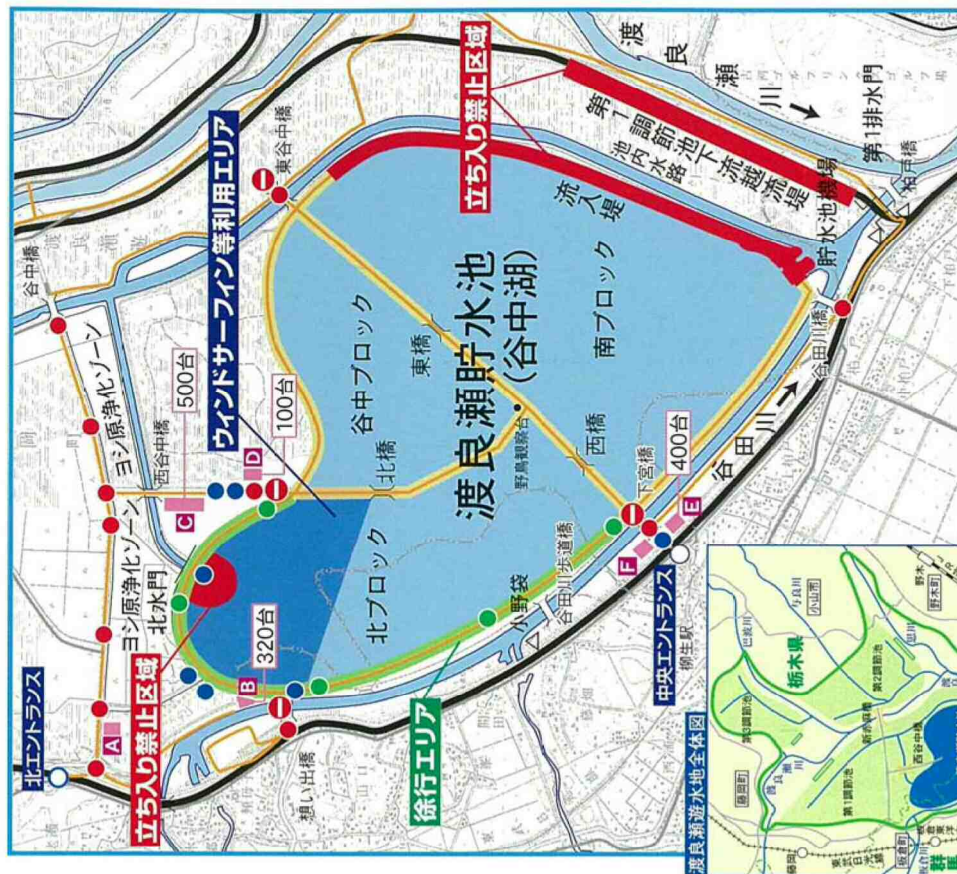
- ① 自転車、ランニング、インラインスケート、ローラースケート等で貯水池内道路を走行する際は「反時計回り(左回り)」とし、左側通行を心掛ける。
- ② 自転車、インラインスケート、ローラースケート等で渡良瀬遊水地内を走行する際は、常に歩行者等、他の通行者及び作業車両等に注意し、すれ違いや追い越しの際には、急な飛び出しにも即座に対応できる速度で走行する。
- ③ 自転車で走行する場合は、徐行エリア及び交差点部を最徐行する。また、集団走行をする場合は、事前申請し、許可を得なければならない。
- ④ 球技を行う際は安全上十分な広さを取り、道路上では行わないこと。

*P10参照

徐行エリア



渡良瀬貯水池(谷中湖)管理図



- A** : 親水広場駐車場
※最大320台とするには国土交通省の許可が必要
- B** : 親水多目的ゾーン駐車場
- C** : 子供広場ゾーン駐車場
- D** : 谷中村史跡保全ゾーン駐車場
- E** : 下宮駐車場
- F** : 下宮上駐車場
※下宮上駐車場については国土交通省の許可が必要

-ウィンドサーフィン等
一般利用エリア看板設置箇所
-車両制限柵前の駐車禁止箇所
(貯水池周辺の各ゲート前12箇所)
-徐行エリアマーク表示箇所

○ 谷中湖周回道路の状況



路面標示「徐行」、路側帯の拡幅



路側帯の拡幅



注意看板(1)



注意看板(2)



注意看板(3)

【テーマ NO.8】 路肩駐車可能区域の設定	
現 状	●グループ内での意見（路上駐車の状況） ① 東谷中橋付近に釣りに伴う路上駐車がある。なお、道路が山になっており、対面通行の時に見通しが悪く危険。 ② 桜堤から石川橋付近は、コミミズクの時に路上駐車が非常に多い。 ③ 渡良瀬カントリーの中を南北に抜ける道路に路上駐車が多い。 ↓ ただし、路上駐車の際に、片側に寄せる努力や配慮は見受けられ、邪魔というわけではない。路上駐車によるゴミ・タバコの吸い殻の方が問題である。 ④新たな駐車場を整備し、便利すぎると環境破壊に繋がってしまう。
課 題	① 特定の期間（野鳥の飛来）における路上駐車への対応 ② 路上駐車に伴うゴミ・タバコの吸い殻の投棄への対応 ③ 東谷中橋の道路は山になっており、対面通行の際、双方が坂を上り通行するため見通しが悪く危険
行動計画	第3回部会の結果 ①、路上駐車が多い場所に、マナーとゴミ捨てを注意する看板をたてる。（常時又は野鳥が飛来する期間中だけ） ② 東谷中橋の道路の山には徐行を促す注意喚起の路面表示が必要である。 ③ 駐車場の整備により便利すぎると環境破壊に繋がるため、遊水地内では駐車場整備等を行わない。